官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務五二）　一
〔法規的告示〕
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（内閣府九四）　四
○電波法施行規則第十五条の二第一項第二号、第七号の三及び第七号の四に規定する陸上移動局を定める件の一部を改正する件（総務一六七）　五
○無線局であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件の一部を改正する件（同一六八）　六
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示（厚生労働一六二）　六
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同一六三）　三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同一六四）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、経済産業省共済組合定款の一部変更、税理士登録抹消関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、火薬類取締法に基づく指定保安検査機関の指定、押収物還付関係　一五三
会社その他
会社決算公告　一五六〇

省令

○総務省令第五十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十日

総務大臣　村上誠一郎